

1. 方針・趣旨

本紀要では、センターメンバーの研究活動、および、センターの活動を紹介することを主な目的とする。また、その内容は、本学の理念およびポリシーに則ったものを掲載する。

2. 名称及び発行

福島県立医科大学総合科学教育研究センター紀要
年1回、11月に発行する。

3. 投稿資格

- [1] 本紀要へ投稿できる者は、本学教職員および非常勤教職員であることを原則とする。
- [2] 本学教職員以外の者との共同研究については、本学教職員が共同執筆者である場合に限り、投稿を認める。
- [3] 本学の大学院学生及び大学院研究生で、編集委員会において適当と認めた者については、投稿を認める。
- [4] 依頼論文の場合は、この限りではない。

4. 投稿記事とその種類

記事の種類は次のとおりとする。なお、他誌との完全な二重投稿は認めない。
ただし、総合論文等（これまでの研究論文をまとめたもの）の場合はこの限りではない。

- 原著論文
- 総説（総合論文を含む）
- 資料
- 総合科学研究会報告
- センター活動報告詳細記事
- 書評
- 企画
- その他（編集委員会が適当と認めたもの）

5. 倫理規定

人、および動物が対象である研究は、倫理的に配慮され、その旨が本文中に記載されていること。

6. 原稿に関する事

- [1] 使用言語：和文または欧文とする。大きさはA4判とし、電子媒体とする。
- [2] 原稿の制限：本文、図・表等を含めた刷り上がり総ページが、欧文、和文おおよそ10ページ以内とする。
- [3] 原稿の作成：原稿には別に表紙（別紙）をつけ、論文（記事）の種類、論文題目、氏名、所属、電子メールアドレスを記す。なお、別に示すテンプレートを参考に作成する。
- [4] 原稿の提出：各年度の原稿提出の区切りは、8月31日とする。

7. 論文等の査読及び採否の決定

- [1] 論文については、編集委員会は1名以上の査読者に審査を学内教職員に依頼する。審査の結果、必要ならば、編集委員会は原稿の修正等を求めることができる。
- [2] 投稿論文等の採否の最終的な決定は編集委員会が行う。
- [3] 依頼論文の場合は、[1][2]の限りではない。

8. 校正

- [1] 校正は、著者の責任において期限内に行い、再校までで校了するように努力する。
- [2] 校正は、誤字、脱字等の訂正を原則とする。
- [3] 冊子、表紙、標題、著者名、号巻数などに関する部分は、編集委員会の責任において調整する。

9. 掲載の経費及び別刷りについて

- [1] 掲載に要する経費は、原則として無料とする。
- [2] 別刷りは、発行しない。

10. 出版権の許諾

論文を投稿する者は、総合科学教育研究センターに対し、当該論文に関する出版権の利用につき許諾するものとする。掲載が決定した論文等は、原則として電子化し、総合科学教育研究センターのホームページを通じて公開する。また、福島県立医科大学学術成果リポジトリへの参加を行なう。

11. 投稿規程の施行

本投稿規程は、2012年4月1日に遡る。